

平成29年6月12日

報道関係各位

## 本市職員の懲戒処分について

平成28年10月26日（水）午後7時9分頃、本市職員が、業務を終え帰宅途中、国道251号（南島原市布津町甲228番地先）において、横断歩道を渡っていた近くの市民の方を、本人の乗用車にてはね、骨盤骨折などの重傷を負わせた。

この事故については、5月29日（月）付けで裁判所から罰金50万円とする処分が下されたことを受け、当事者職員に対して、本日、下記のとおり懲戒処分を行ったので、お知らせします。

※飲酒運転及びスピード超過などの悪質な違反はなし

記

処分内容：減給、10分の1、1月

担当部署	総務部 人事課	担当者	五島 裕一
直通	0957-73-6623	E mail	jinji@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは 		検索ワード	
担当者 連絡先			

## 被処分職員及び処分の内容

### (1) 所属部局

水道部

### (2) 職名・性別・年齢・処分内容

副参事・男性・44歳・減給10分の1 1カ月

### (3) 処分日

平成29年6月12日

### (4) 概要

平成28年10月26日午後7時9分頃、業務を終え、本人所有の普通乗用車を運転し帰宅途中、国道251号(南島原市布津町甲228番地先)の横断歩道付近において、当時、夜間で降雨のため、横断歩道付近の見通しが悪かったにもかかわらず、安全確認不十分のまま時速約50キロメートルで進行し、横断歩道を歩行中の市民の方をはね、入院加療約115日間を要する骨盤多発骨折等の重傷を負わせた。

率先して法令を守り、交通安全に努めるべき公務員が、このような交通事故を起こしたことは、法令違反を犯したというばかりではなく、全体の奉仕者としての公務員の信用を著しく失墜させるものである。

上記の事実が、地方公務員法第29条第1項第1号の規定に該当するため、減給とするものである。

なお、この事故については、5月29日付けで裁判所から罰金50万円とする処分が下されたことを受け、本日、懲戒処分を行ったものであり、飲酒運転及びスピード超過などの悪質な違反はございませんでした。